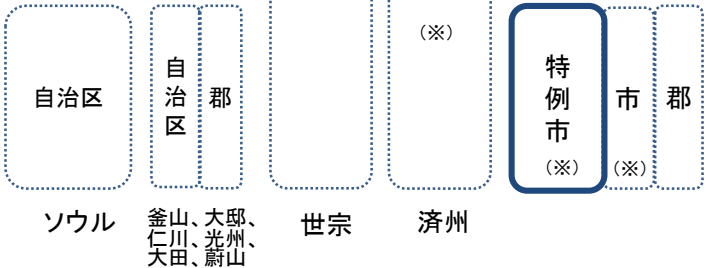


諸外国の大都市制度について (⑥韓国)

【広域自治体】



【基礎自治体】



※ 特別自治道には「行政市」、特別市及び市には「一般区」が存在するが、いずれも基礎自治体ではない。

◇大都市の人口(2021.4)

特別市・広域市

- ・ソウル市 約958万
- ・釜山市 約336万
- ・大邱市 約240万
- ・仁川市 約293万
- ・光州市 約144万
- ・大田市 約145万
- ・蔚山市 約112万

特別市

- ・京畿道 水原市 約118万
- ・京畿道 高陽市 約108万
- ・京畿道 龍仁市 約107万
- ・慶尚南道 昌原市 約103万

特別市	(位置付け) 広域自治体 ※ 首都であるソウルにのみ適用。一般法の地方自治法とは別に「ソウル特別市行政特例に関する法律」が定められており、監査、計画策定等に係る国務総理(首相)の関与等が規定されている。 (特例) 基礎自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく特別市が処理。
広域市	(位置付け) 広域自治体 ※ 釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の6市。広域市の設置基準は、法令上存在しないが、通常は人口100万以上の大都市を対象に検討。 (特例) 基礎自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく広域市が処理。
特別市	(位置付け) 基礎自治体 ※ 京畿道水原市、京畿道高陽市、京畿道龍仁市、慶尚南道昌原市の4市。(人口100万人以上の大都市を指定。改正自治法により2022年1月から適用。) (特例) 広域自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、道ではなく特別市が処理

一般制度の概要	
道	(位置付け) 広域自治体 (事務) 広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治体の独自の処理が困難な事務等を処理。 ※道路、河川、治山・治水、交通、社会福祉施設、試験・研究等を担当。
市・郡	(位置付け) 基礎自治体 ※ 市設置の要件は、人口5万以上で、都市形態を具備すること(市街地区域人口・都市的産業従事世帯が全体の60%以上、一人当たり地方税納税額・人口密度が人口10万人以下の市の平均以上、最近5年間で人口増加傾向等)とされているが、都市部・農村部の複合形態の場合には別に基準が設けられている。 (事務) 道が処理する事務以外の事務を処理。 ※上下水道、住宅、都市計画、公衆衛生、教育、公企業等を担当

諸外国の大都市制度について（⑥韓国（仁川の例））

	直轄市に昇格 (1981年～)	自治区の設置 (1988年～)	広域市に名称変更 (1995年～)
広域自治体	仁川直轄市 ※広域自治体・基礎自治体の機能を併有	仁川直轄市 ※基礎自治体の機能を分離 ・市議会(直接公選)	仁川広域市 ※293万人(2021年) ・市長(直接公選) ・市議会議員37名(小選挙区33名、比例代表議員4名) ・広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治体の独自の処理が困難な事務を処理 ・以下の基礎自治体の事務は、自治区ではなく広域市で処理 (人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産税課税標準設定、墓地・火葬場・一般廃棄物処理施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団地・公設市場、信号機・安全表示等)
基礎自治体	—	自治区(6区) ※新たに基礎自治体として設置 ・区議会(直接公選)	自治区(8区) ※6万人～54万人(2021年) ・区庁長(直接公選) ・区議会(直接公選) ・基礎自治体の事務のうち、上記の広域市で処理する事務以外の事務を処理 郡(2郡) ※2万人～7万人(2021年) ※京畿道から江華郡、甕津郡を編入 ・郡守(直接公選)、郡議会(直接公選)
下部行政組織	区(4区) 洞(79洞)	洞 ※自治区の下部行政組織として位置付け ・洞長(区庁長による任命。区庁長の指揮監督を受け、所管事務を受託処理)	洞(136洞) ※2021年 ・洞長(区庁長による任命。区庁長の指揮監督を受け、所管事務を受託処理) 邑・面(1邑、19面) ※2021年 ※郡の下部行政組織として位置付け ・邑長・面長(郡守による任命。郡守の指揮監督を受け、所管事務を受託処理)